

大阪市水道局告示第48号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和6年7月17日

大阪市水道局長 谷 川 友 彦

名 称	所 在 地	指 定 日
ASスタイル	大阪府守口市金田町1丁目33-3	令和6年 6月30日
MBKP Altair株式会社	東京都千代田区永田町2丁目10番3号	
井設備興業	大阪府寝屋川市若葉町23番18-206号	
株式会社NYS	大阪市北区曾根崎2丁目8番5号	
栄西商会	大阪市北区中崎西4丁目3番45号	
マツモト工業株式会社	京都府相楽郡精華町桜が丘4丁目10番地6	

（水道局工務部給水課）